

参考資料

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（抄）

（非常口）

第 26 条 幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして、設置位置、大きさ等に関し告示で定める基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。

- 2 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。
- 3 非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）（抄）

第 2 節 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（抄）

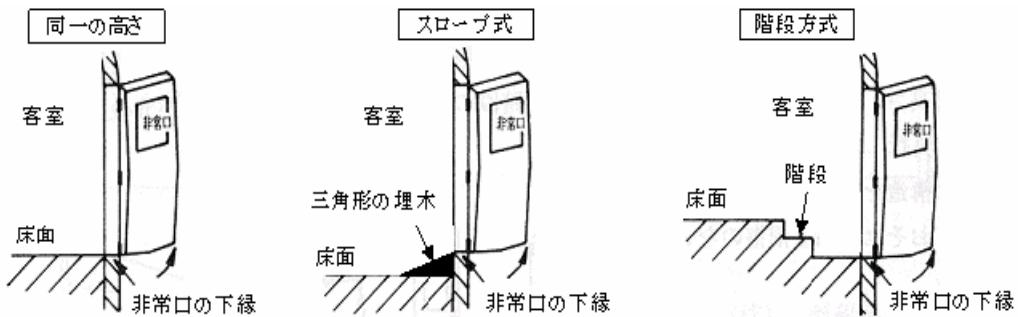
（非常口）

第 114 条 非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第 26 条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 非常口は、客室の右側面の後部（客室の右側面のうち客室の長手方向の中央より後方の部分をいう。）又は後面に設けられていること。この場合において、非常口の有効幅の中心が右側面の後部より後方のものは、この基準に適合するものとする。
- 二 乗車定員 30 人以上の自動車の非常口は、次号及び第 4 号に掲げる場合を除き、有効幅 400mm 以上、有効高さ 1,200mm 以上であること。
- 三 客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出しがあるためやむを得ない場合は、床面からの高さ 450mm までの部分の有効幅が 250mm 以上でその他の部分の有効幅が 400mm 以上であり、かつ、有効高さが 1,200mm 以上であること。
- 四 客室の右側面の後部に設ける非常口は、前号に掲げる場合を除き、これに接して前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ 650mm までの部分の有効幅が 300mm 以上でその他の部分の有効幅が 400mm 以上であり、かつ、有効高さが 1,300mm 以上であること。
- 五 乗車定員 30 人未満の幼児専用車の非常口は、有効幅 300mm 以上、有効高さ 1,000mm 以上であること。
- 六 非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いないで開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならぬ。

ればならない。

七 非常口の附近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。



八 非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第5号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第2号、第3号又は第4号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- 2 保安基準第26条第2項の規定により、非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいうように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は緑色でなければならない。
- 3 保安基準第26条第3項の規定により、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）（抄）

第1条 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）
第55条第1項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 保安基準第2条、第4条、第4条の2、第6条第2項、第8条第3項及び第4項、第11条第2項、第14条、第18条第2項、第3項及び第4項、第18条の2、第20条第4項及び第5項、第22条第3項及び第4項、第22条の3、第22条の4、第25条第1項及び第4項、第29条第2項及び第4項、第37条第1項、第37条の3第2項及び第3項、第38条の2、第40条第1項、第41条の3第1項、第43条の2、第44条第5項、第45条第2項及び第3項、第48条の2並びに第48条の3の規定（以下略）